

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域の作成主体の名称

水戸市

2 構造改革特別区域の名称

水戸市幼・小・中英会話教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

水戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

水戸市は、首都東京から約100km北東に位置する茨城県の県庁所在地である。本市は、徳川御三家の一つ「水戸徳川家」の城下町として発展してきた。特に、大日本史の編纂や水戸学、さらには、藩校弘道館の開校など水戸固有の学問尊重の歴史が受け継がれている。

本市は、現在においては、約62万人に及ぶ圏を是れはじめ、広域にわたる余暇圏、医療圏などから地方中核都市圏のリーダーとしての役割を担っているとともに、まちづくりのビジョンである「元気都市・水戸」を構築するため、都市の魅力を高める広域的な交通や観光資源のネットワークの形成、地域の特性を生かした拠点づくり等の都市機能の拡充に向けて、広域合併の推進による50万都市構想の実現を目指しているところである。

本市を含めた都市圏域内では、国際港湾常陸那珂港を含む「ひたちなか地区開発」や「北関東自動車道」、「百里飛行場」などの整備が進められており、また、「つくば・東海・日立知的特区」や「広域連携物流特区」が認定され、国際レベルの研究をはじめとした、多様な交流が進められようとしている。

本市においては、国際交流を推進するため平成7年3月に財団法人水戸市国際交流協会を設立し、水戸市国際交流センターを拠点として市民の国際交流活動を支援するとともに、本市在住外国人への支援事業等を実施している。また、アメリカ合衆国アナハイム市と国際親善姉妹都市の盟約を結び、以来一般市民の交流や一般家庭にホームステイする学生親善大使の交流事業を実施するとともに、中国重慶市との友好交流都市としての国際交流を推進している。

このようなことから、水戸市の長い歴史と伝統のもとに、産業、経済、情報、教育、文化等の様々な分野で進展する国際社会に対応できる環境づくりと人材の育成が急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、交通網、通信網等の急速な発達により、物や情報の交流は急激な国際化が進み、瞬時に情報を得ることも可能になっている。このような国際社会において、相手の考えを理解し、自分の考えや意思を正しく伝えるためには、相手の言葉を理解することが不可欠であり、そのために、現在広く世界で通用している英語のコミュニケーション能力を育成することが求められている。

平成15年3月に文部科学省は、「英語が使える日本人」育成のための行動計画において、中・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができることを目標として示した。また、平成14年度から実施されている学習指導要領においては、中学校における外国語が選択科目から必修科目になり、学校教育において外国語教育が重要視されている。

水戸市においては、昭和60年度から市立中学校において、ネイティブスピーカーによる英語教育を取り入れてきており、さらに平成元年度には、他の市町村に先駆けて中学校全校に英語指導助手を1名ずつ配置し、平成15年度現在、15名の英語指導助手が所属校の職員の一人として、英語授業ばかりでなくすべての教育活動に参加し、日常的に生徒が英語に接する環境が整備されつつある。市立小学校においても、「総合的な学習の時間」における国際理解教育の一環として、31校中27校が英語活動を行い、中学校の英語指導助手が派遣され、児童の英語に対する興味・関心を高めることに貢献している。特に、水戸市立梅が丘小学校においては、平成8年度から10年度の3年間、「教育課程基準改善のための教育開発学校」の指定を文部省から受け、国際理解教育及び英語活動を週1時間設定し、その後、平成11年度から13年度の3年間も継続研究指定を受けて、英語活動の指導計画や指導法の研究等に関する実践研究を積み重ねてきた実績がある。【資料1参照】

しかし、「総合的な学習の時間」は、第3学年以上でしか行われず、また、国際理解、情報、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、子どもの興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を児童が主体的に行うものである。

そこで、英語の実践的コミュニケーション能力を育成するという本市のねらいを達成するためには、「英会話の時間」をカリキュラムの中に位置づけ、すべての市立小学校において実施する必要がある。「英会話の時間」設置にあたっては、先行研究校である梅が丘小学校での実績を生かし、市としての独自のカリキュラムを作成し、指導方法や教材開発、評価についても研究を進め、小学校での系統的な英会話教育の充実を図るものである。

また、英会話教育を実効性のあるものとするためには、幼児期から英語に対する興味・関心を喚起することが重要であることから、新たに幼稚園において英語遊びを実施するものである。現在でも、中学校の英語指導助手とともに英語で遊ぶ活動を行

っている幼稚園があるが、今後その活動をすべての市立幼稚園に拡大し、英語に触れる機会を提供していくものである。小学校においては、英語指導助手とともに中学校の英語担当教員が英語活動の授業を行っているところもある。今後とも、英会話教育を通じた幼・小・中の交流をさらに推進し、ネイティブスピーカーから生きた英語を学ぶ体験を積み重ねることで、国際社会で共通語としての英語を使えるように、実践的な英会話教育の充実を図るものである。

このように、幼・小・中と一貫して、ネイティブスピーカーから英語を学ぶことによって、国際交流の場で活躍できる人材の育成を推進するものである。また、保護者や市民が英会話学習や国際交流への関心を高めることを通して、本市の国際理解啓発活動に貢献することができるものである。

さらに、「英語が使える日本人」育成のための行動計画において、「英語によるコミュニケーション能力の育成のため、すべての知的活動の基盤となる国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成する」と示されていることから、小学校においては、各校週1時間授業時間を延長し、国語力等基礎学力の向上に充てることが英会話教育の充実とともに重要であると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

水戸市は、県都であり、地方中核都市圏のリーダーとしての役割を担っているという地域的な特性からも、周辺における国際的なプロジェクト等を主体的に受け止め、国際的な交流等に対応できる、次代を担う子どもたちの育成に、積極的に取り組んでいかなければならない。

したがって、構造改革特別区域制度を活用し、幼・小・中英会話教育を実施することによって、英語教育の向上を図り、本市において、今後ますます進むと予想される国際化に的確に対応でき、国際社会に生きる一員として活躍できる子どもたちの育成を目指すものである。

また、時代に即した英会話教育といった先進的な教育面での取組を通じ、都市としての魅力の創出や都市の活性化など、まちづくりのビジョンである「元気都市・水戸」の実現に向けた各種施策に広く波及させることをあわせて目指すものである。

そのため、幼・小・中英会話教育を先行実施の研究開発校において研究し、その成果をもとに全市立小学校に本特例措置の適用を拡大し、効果的な指導方法が各小学校の実情に応じて工夫され、児童は英語に親しみ、英語によるコミュニケーション能力を培うこととする。その基盤として、幼稚園においては、英語に触れる遊びを担任や英語指導助手とともに体験し、幼児の言葉に対する興味・関心を育て、親しみをもって外国人ともかかわれるような環境をつくり出していくこととする。また、中学校では、必修教科の英語に加え、「総合的な学習の時間」の中でも英会話に重点をおいた活動を行い、中学校卒業時には、初歩的な英語を用いてネイティブスピーカーと日常の英会話ができる程度の語学力を身につけることを目指していくものとする。

さらに、児童生徒ばかりでなく、保護者や地域社会が国際理解や英会話への関心を高め、市民主体の国際交流が推進されることを目指していくものとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域制度を活用した、子どもたちの英会話教育を通して、市民全体の国際理解や英会話への関心を高めるとともに、市民間での外国人との積極的な交流や外国人を広く受け入れる環境の整備の推進が期待できるものである。

また、国際化に対応した人材が育成されることによって、将来的には、市域内での国際交流事業の拡大や国際会議の開催、さらには、国際的な交流等を活用した産業の振興など、社会的経済的な活性化も期待できる。

水戸を中心とする都市圏域においても、県都である水戸市が早期英語教育を目指した研究開発を推進することにより、周辺市町村への教育的波及効果を与え、圏域全体のレベルアップを図るとともに、国際化に対応したまちづくりが進むものと期待される。

また、ネイティブスピーカーから直接英会話を学ぶ子どもたちについては、小学校入学前から英語に触れさせ、小学校から本格的に英会話教育を推進することで、小学校 6 年間の英会話教育の成果として、7 割程度の児童が簡単でまとまった会話の聞き取りができる程度（児童英検 GOLD レベル）の英会話力を身につけることを目指す。また、中学校卒業時には、6 割程度の生徒が、日常の簡単な英会話をすることができる程度（実用英語検定 3 級以上レベル）の英会話力を身につけることを目指す。

平成 14 年度より本市教育委員会では、国語、算数・数学、英語（中学校のみ）に関して、小学校第 2 学年から中学校第 3 学年までを対象とした「水戸市基礎学力調査」を実施し、その結果を分析し、学習指導の改善に生かしている。特に英語では、コミュニケーションに関する問題について研究を進め、普段の授業の中でも取り組める活動を調査の中に取り入れてきた。その実績を生かすとともにさらに発展させ、英会話教育の成果についても教育委員会が目標に準拠した問題を作成し、学級担任と英語指導助手とが協力しながら評価を実施し、その結果を分析することで次年度の学習内容及び指導の改善に生かしていくものとする。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 英会話指導計画の作成

小学校の英会話指導担当者や中学校の英語科教員で組織する小学校英会話教育推進委員会を中心に、水戸市立梅が丘小学校での実践をもとに指導計画を作成し、順次見

直しを行う。研究が市内全校に拡大した後は、各校において、実情に合ったものになるよう見直しを行う。

(2) 小学校に英語指導助手(AET)を配置

小学校の英会話指導のための英語指導助手を研究開発指定校に1名ずつ配置する。平成18年度には20名の英語指導助手を拠点校に配置する。

(3) 週1時間の授業時間の延長

小学校においては、英会話学習の基盤となる国語力等基礎学力の向上のために、各校週1時間授業時間を延長する。

(4) 幼稚園で「英語遊びの時間」を実施【資料2参照】

平成16年度に研究開発園として5園を指定し、「英語遊びの時間」を年間35時間程度設ける。担任が中心となって幼児の英語遊びを支援し、小学校から派遣された英語指導助手とともに、英語に親しむ機会を提供する。また、平成17年度には、16年度の指定園に加え、さらに5園を指定し研究を進め、平成18年度には全市立幼稚園22園で実施する。

(5) 保育所への英語指導助手の派遣

保育所への英語指導助手の派遣は現在行われていないが、要請により小学校配置の英語指導助手を派遣し、英語に親しむ機会を提供する。

(6) 中学校での英会話教育の充実及び中学校英語指導助手の教職員臨時免許取得

「総合的な学習の時間」の国際理解教育において、年間35時間程度、英会話に重点をおいた活動を担任又は英語担当教員や中学校英語指導助手が行う。【資料2参照】

必修教科の英語では、英語指導助手は、日本人の英語担当教員とチームティーチングを行い、授業をサポートしている。今後、より実践的な英語のコミュニケーション能力を生徒に身につけさせるために、英語指導助手が中心となって指導する英会話の授業づくりをしていくことも考えられる。そのため、「選択(英語)」や「総合的な学習の時間」等で英語指導助手が主体性をもって英会話や国際理解教育の指導ができるように教職員臨時免許を取得させる。

(7) 英会話指導に関する教員対象の研修を実施

研究開発を行うために、英語指導助手の協力を得て、幼稚園及び小・中学校教員を対象とした研修を定期的に行う。また、英語指導助手配置校においては、校内研修としても実施できるような体制づくりをし、教師間の情報交換により指導法の研究を行うなど、教師自身の英語力の向上を目指していく。また、研究開発校においては、授業を公開し、他校の教員も含めた相互参観を行い、実践的な研修の場としていく。

(8) 英語指導助手対象の研修実施

日本での生活や学校生活、授業方法、教材開発、日本語や日本文化等の研修を行う。所属校での日本人教員との実践研修を重視する。

(9) 国際親善姉妹都市アナハイム市との小・中学校交流

アメリカ合衆国アナハイム市の小・中学校と市立小・中学校とのインターネット等の情報機器を利用した交流活動を積極的に推進し、実際に英語でコミュニケーションできる場を設定していく。現在、アナハイム市との交流活動は高校生から一般市民を対象にしているため、小・中学校まで交流が広がることで、市民全体に国際理解が浸透し、姉妹都市としての関係が深まる。

(10) 公民館における子ども向けの外国語講座の開設

31公民館のうち8か所の公民館において、主催事業の中に「英語で伝えるよろこび」をテーマとして、小学校4年生から6年生までを対象とした「外国語講座」を開設する。第1、第3土曜日の月2回の実施により、より一層英語に親しむ機会を提供していく。

別紙

1 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（ 8 0 2 ）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

水戸市内の全市立小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に關与する主体 水戸市
- (2) 事業が行われる区域 水戸市立 31 校の小学校
- (3) 事業の実施期間
平成16年4月から実施し、平成22年3月に事業についての評価・見直しを行う。
- (4) 事業により実現される行為 小学校全学年に「英会話」の時間を新設

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 教育課程の基準によらない部分
 - ア 学校教育法施行規則第24条第1項に規定する教科の他、小学校に「英会話」の時間を新設すること。
 - イ 学校教育法施行規則第24条の2に定める授業時数を改めること。
 - (ア) 第1学年では、「生活科」から12時間削減し、「英会話」の時間を34時間新設する。
 - (イ) 第2学年では、「生活科」から15時間削減し、「英会話」の時間を35時間新設する。
 - (ウ) 第3・4学年では、「総合的な学習の時間」から25時間削減し、「英会話」の時間を45時間新設する。
 - (エ) 第5・6学年では、「総合的な学習の時間」から30時間削減し、「英会話」の時間を55時間新設する。
 - ウ 学校教育法施行規則第25条の内容に加え、「英会話」の教育課程を編成すること。

(2) 「英会話」の時間設置の理由

「総合的な学習の時間」で国際理解教育の一環として行われる英語活動は、慣れ親しむこと及び外国生活・文化への興味・関心を高めることを目標にしている。「英会話」の時間では、言語の習得に重点を置き、最終的な目標を英語によるコミュニケーション能力の育成とする。早期からネイティブスピーカーとかわかって外国語に触れる機会をもつことは、音声面において効果がある。言語の発達が著しい小学校の段階に英会話を学習することは、実践的なコミュニケーション能力を身につけるうえで重要である。また、中学校では、英語学習に意欲をもって取り組み、継続した学習の成果として英会話力の充実が図れる。

(3) 「英会話」の時間実施後の授業時数

各学年週1時間の授業時数の延長を加え、「英会話」の時間実施後の授業時数は次の表のとおりとする。

区分	各教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	英会話 *新設				
第1学年	282 +10		116 +2		90 -12	68	68		90	34	34	34		816 +34
第2学年	290 +10		160 +5		90 -15	70	70		90	35	35	35		875 +35
第3学年	245 +10	70	155 +5	70		60	60		90	45	35	35	80	945 +35
第4学年	245 +10	85	155 +5	90		60	60		90	45	35	35	80	980 +35
第5学年	190 +10	90	150	95		50	50	60	90	55	35	35	80	980 +35
第6学年	185 +10	100	150	95		50	50	55	90	55	35	35	80	980 +35

注 下段の±は、「学校教育法施行規則第24条の2」別表1の標準時数との増減

(4) 「英会話」の時間の目標及び指導計画

小学校においては、英語に慣れ、親しみ、簡単な英語を使って、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標に、学年の発達段階に応じて指導計画を作成する。その場合、平成8年度から先行研究を行っている水戸市立梅が丘小学校の実践や指導計画を踏まえて検討・作成し、他教科との関連や幼・小・中の英会話学習の連携、地域の特色を生かした学習等ができるように、各校において見直しを漸次進めていく。また、英語指導助手との体験的な授業を通して、外国語や外国文化への興味・関心を高められるようにする。なお、英会話活動の経験がない転入生があった場合、大きな負担を感じないように活動の形態を工夫したり、学級担任と一緒に活動にかかわったりするなど、楽しい時間になるように配慮する。

【指導計画の目標と主な題材】

	ね ら い	コミュニケーションの目標	主な題材
第1・2学年	「英語に親しむ」 ・英語を聞く、まねる ・英語の音、リズム ・簡単なあいさつ、単語、文 ・外国人(英語指導助手)とのかかわり	・英語の歌や言葉遊び、ゲームを通して、英語の音やイントネーション、リズムを体験し、まねしようとする。 ・英語であいさつができる。 ・英語指導助手の英語に興味・関心をもち、活動を楽しみにする。	・英語の歌 ・あいさつ、自己紹介 ・天気、数、色、学用品、形 ・身体の部分、体調 ・動物、食べ物 ・家族 ・日本の遊び、外国の遊び
第3・4学年	「英語に慣れる」 ・英語を聞く、試す ・自分や身近な人の紹介 ・簡単な応答 ・言葉や文化の違い	・基本的な英語表現に繰り返し接し、英語の音や発音に慣れることができる。 ・簡単な英語を聞いて、意味がわかり、答えようとする。 ・友達や英語指導助手などの外国人と進んで英語活動をしようとする。	・英語の歌 ・あいさつ、他者・家族紹介 ・日時、曜日、天候、時刻 ・学校生活、家庭生活 ・味覚、好き、嫌い ・動作、形容 ・職業、施設 ・外国の行事
第5・6学年	「英語を使う」 ・英語を聞く、話す ・簡単な英会話 ・自国文化と外国文化への興味・関心	・日常生活場面に応じた英語表現を聞いたり、話したりする活動を通して、積極的に使おうとする。 ・相手の話を聞き、自分や学校のことを簡単な英語で伝えようとする。 ・英語を使って、進んで外国人とコミュニケーションを図ろうとする。	・英語の歌 ・月の名、誕生日、季節 ・家族 ・趣味、旅行 ・買い物、飲食 ・序数、比較 ・電話、訪問 ・カード作り ・日本の行事、外国の行事

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

「英会話」の時間の指導は、学級担任が主体的に英語指導助手とともに行う。

ア 指導上の配慮事項

指導に当たっては、第1学年から第6学年までほぼ同じ内容から始めることになるが、学習経験の蓄積とともに児童の実態に合った学年ごとの目標や題材で実施できるようにする。

イ 小学校5校で研究開発の実施

研究開発校は、指導法についての実践研究を行うとともに授業を公開し、その経過や成果を報告し、研究について考察を重ね、市立小学校の英会話教育推進に貢献する。

水戸市立浜田小学校

水戸市立石川小学校

水戸市立上中妻小学校

水戸市立千波小学校

水戸市立梅が丘小学校

ウ 評価

英語のコミュニケーション能力育成のために、コミュニケーションに関する意欲に重点を置き、英語を「聞くこと」「話すこと」の定着が図れるような目標に準拠した評価を検討する。

エ 英語指導助手5名を研究開発指定校(小学校5校)に配置

英語指導助手は、研究開発指定校において、学級担任とともに英会話の指導をする。また、指定校以外の幼稚園や小学校へも要請に応じ対応する。要請が多い場合は、必要に応じて中学校の英語指導助手が対応する。

オ 幼・小・中教員対象の研修の実施

(ア) 水戸市教育委員会を中心に、英語指導助手による英会話習得のための実践研修や指導法の研究を定期的実施する。

(イ) 各校においては、英語指導助手との実践研修や指導案の作成、「英会話」担当者を中心とした研修及び外部講師を招いての研修など校内研修の充実を図る。

カ 英語指導助手対象の研修の実施

水戸市教育委員会を中心に、小学校・中学校英語指導助手合同の研修会を定期的実施し、教材の開発並びに英語教育及び学校生活に関する情報交換などを行い、学校での授業に生かす。

キ 小学校英会話教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)の設置

平成16年度からの本事業実施のために、平成15年度内に推進委員会を組織し、活動を開始する。

(7) 目的

- a 各学年の指導計画の作成, 見直し
- b 指導法や教材の開発
- c 校内研修の推進
- d 研究紀要の編集
- e 事業の評価

(イ) 組織

次の者より推進委員会を組織する。

幼稚園教諭

小学校教諭

中学校英語担当教諭

英語指導助手

水戸市教育委員会英語担当指導主事他

(6) 平成17年度以降の実施計画

年度	実施計画
平成17	平成16年度の研究開発校に加え, 希望調査を行い, 学校規模を考慮しつつ地域に偏らないように新たに小学校5校を研究開発校に指定(16年度中に決定) 英語指導助手5名を新たな研究開発校に配置(計10名)
平成18	全小学校(31校)で英会話の時間実施 英語指導助手10名を新たに小学校に配置(計20名) 各学校の実態にあった指導計画の見直し

(7) 事業評価

本特例措置の実施により, どのような成果が得られ, どのような課題が残されているのかを的確に把握する。英会話学習による児童の変容の観察や児童の自己評価, 児童・保護者の意識調査, 指導者の自己評価・相互評価等をまとめ, 次年度へ生かしていくものとする。

(8) 関連法令等との関係

ア 教育基本法第1条(教育の目的)の規定中, 「平和的な国家及び社会の形成者として」とあり, お互いを理解し, 国際社会を形成するには外国語能力や自己表現力などのコミュニケーション能力の育成が求められているところである。

イ 小学校に「英会話」の時間を新設し, 英語の遊び・ゲーム・歌・場面設定の対話などを学び, 自国や外国の言語・文化を理解することは, 学校教育法第18条に合致するものである。

ウ 第1・2学年において, 「生活科」から12～15時間削減するに当たって市立小学校の教育課程を見直したところ, 内容の精選により, そのねらいは十分に達成できると考える。

エ 第3～6学年において、「総合的な学習の時間」から25～30時間削減するに当たって市立小・中学校の指導内容を検討したところ、中学校までを見通して小学校と中学校の連携を図り、内容を焦点化することでそのねらいは十分に達せられると考える。また、「英会話」の時間は、その目標を達成することにおいて、結果的に小学校学習指導要領総則第3「総合的な学習の時間の取り扱い」5(3)の内容を満たすものとする。

